第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表大分の項中「大分　四」を「大分　五」に改め、「臼杵　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一臼杵人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定は、同月十日から施行する。

○厚生労働省令第百十七号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十一条の規定を実施するため、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（都道府県知事との協定の締結等）

第九条　厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）と、当該都道府県内の一の公共職業安定所（以下この条において「協定公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長（以下この条において「協定都道府県労働局長」という。）が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一〇三九	春成　保	二四、八、七	本人からの申請
一〇五五	佐藤　彰紘	二四、八、七	本人からの申請
二八四一	大石　一良	二四、七、二三	政治資金規正法第十九条の二十二第一項第二号

2　都道府県知事は、前項の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができる。

3　協定都道府県労働局長は、前項の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　都道府県知事は、前項の場合に該当しないと認める場合であつて、協定都道府県労働局長が第二項の指示の内容について前項の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるよう命ずるべことを要請するべことができる。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、附則に一条を加える改正規定（附則第九条第一項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四二一九	二四、八、三	望月　俊治
四二一〇	二四、八、三	鈴木　教浩
四二一一	二四、八、三	吉﨑　猛
四二一二	二四、八、三	野田　憲治
四二一三	二四、八、三	武田　宗
四二一四	二四、八、三	真野　道夫

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二五七	阿部　恭三	二五七九	二四、七、二五

○法務省告示第三百四十四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年八月二十一日

法務大臣　滝　　実

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第二十三号）の規定によりその商業登記の事務が大分地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大分地方法務局佐伯支局	平成二十四年九月十八日

附　則

この告示は、平成二十四年八月二十一日から施行する。

○法務省告示第三百四十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年八月二十一日

法務大臣　滝　　実

住所　愛知県刈谷市相生町２丁目１番地１
ジョセフ・ウィルソン・ヴァカ　昭和55年11月21日生

住所　名古屋市緑区倉坂624番地
劉嘉超　昭和55年12月29日生

住所　秋田県能代市字下瀬27番地18
ロエナ・アルダナ・マツハシ　昭和40年11月12日生

住所　埼玉県川口市芝５丁目16番39号
エムディ・デロワール・ホサイン　昭和60年２月10日生

住所　愛知県春日井市稲口町３丁目13番地８
王立東　昭和54年１月８日生

王嘉音　平成23年３月12日生

住所　大阪府八尾市龍華町１丁目４番１―1507号
魏民　昭和47年２月29日生

住所　横浜市南区浦舟町１丁目15番地
魏海陽　昭和52年２月４日生

魏廉　平成17年６月６日生

住所　長野県松本市筑摩１丁目20番12号
盧**政**裕　昭和59年２月11日生

住所　東京都町田市小山ヶ丘２丁目７番地10
吳艷　昭和51年６月18日生

住所　新潟県上越市東雲町１丁目７番88―C―301号
蔡裕司　昭和53年７月３日生

住所　大阪府泉大津市森町２丁目18番14号
盧紅岩　昭和57年９月９日生

住所　埼玉県川口市西川口３丁目12番３号
マスモ・イムティアズ・ハイダル　昭和59年１月12日生

住所　愛知県半田市鴉根町２丁目20番地５
朴鐘賢　昭和55年11月10日生

住所　大阪市北区本庄東３丁目６番１号
俞檬遙　昭和53年３月23日生

住所　神戸市長田区重池町１丁目５番17号
朴いつ子　昭和25年２月６日生

住所　兵庫県川西市けやき坂４丁目37番地４
金文長　昭和49年11月６日生

住所　兵庫県尼崎市東園田町２丁目84番地
鄭光秀　昭和39年12月10日生

李聖玉　昭和43年８月26日生

鄭亜未　平成６年５月27日生

鄭勇樹　平成９年４月28日生

住所　兵庫県明石市大久保町江井島993番地９
李玉姫　昭和26年２月８日生

住所　兵庫県明石市大久保町森が丘21番20号
李久美　昭和44年２月11日生